

## 議案第13号

自立支援ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出

清水町長 阿部 一 男

自立支援ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例

自立支援ホームヘルプサービス条例(平成12年清水町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「支障があり」の次に「、家族の支援を受けることができない者であつて」を加え、同条第1号中「で、ひとり暮らし又は高齢者夫婦世帯(一方が65歳未満の場合を含む。)の者」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業の対象とならなかつた者

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。